

FCV・EV・PHEV外部給電器助成金申請 申請書類チェックリスト

<法人・リース事業者>

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	提出書類		備考
1	助成金交付申請書その1、2 (第1号様式)		申請書を印刷し、郵送で申請する場合 （オンライン申請の場合は、No2以降の書類をPDFや画像データ（写真等）でご用意ください。） ・ホームページからダウンロード
2	請求書等	コピー	・請求書、納品請求書、注文書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること ・GEV補助金の対象機種一覧に記載されているメーカー名・型式が確認できること。 ・機器本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。
3	領収書等	コピー	・宛名が申請者と同一名義であること ・請求書に記載された 全額分の領収書 が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 ・機器代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。 ・ 銀行振込の場合についても領収書を提出すること。（振込先に領収書の発行を依頼し、提出）
4	保証書	コピー	・型式、シリアル番号、保証開始日が記載されていること
5	写真		・以下の写真2点を撮影すること。印刷方法は特に指定はない。 ・外部給電器と、使用対象となる電気自動車・プラグインハイブリッド自動車と一緒に写っている写真で、外部給電器の機種名と自動車のナンバープレートが読み取れるもの ・外部給電器のシリアル番号を接写したもの
6	登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)	原本またはコピー	・都内の事業所が記載されたもの ・受付日時時点で発行日から 3か月以内 のもの
7	法人都民税・法人事業税納税証明書又は法人設立・設置届出書	原本またはコピー	民間事業者等で登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合のみ必要 以下のいずれか ・法人事業税は事業所の住所が都内であること。 ・設置届出書の場合、税務署の印があること。 ※完納を証明した直近のものに限る。
8	自動車検査証	コピー	・外部給電器の使用対象となるEV・PHEVの自動車検査証で、最新のもの ・複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがある。文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。
9	国・区市町村等の補助金の交付決定通知書	コピー	・国・区市町村等の補助金を併用する場合のみ必要。
10	その他会社が必要と認める書類		・必要に応じて会社から求められた場合に提出

※リース事業者の場合は次ページの書類も追加が必要です。

FCV・EV・PHEV外部給電器助成金申請 申請書類チェックリスト

申請者がリース事業者の場合※転リースの場合は、1次貸与先・2次貸与先のそれぞれのもが必要。

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	チェック	提出書類	備考
11		住民票または印鑑証明書 (貸与先)	原本または コピー
12		登記事項証明書 (現在事項全部証明書)(貸与先)	原本または コピー ・貸与先が個人・個人事業主の場合に必要 ・注意事項はNo8と同様
13		法人住民税、法人事業税または個人事業 税納税証明書(貸与先)	原本または コピー ・貸与先が法人の場合に必要 ・注意事項はNo9と同様
14		リース契約書	貸与先が法人・個人事業主の場合に必要 ・注意事項はNo10と同様
15		貸与料金の算定根拠明細書 (第9号様式)	・ホームページからダウンロード ・申請者及び貸与先双方の印があるもの ・リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載があるもの(差し引き前と差し引き後の金額の記載があるもの) ※リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、当該金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、助成金額確定後もしくは入金後に助成金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等を申請者及び貸与先で締結のうえ提出してください。